

茂原市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

市では、家庭における地球温暖化対策の推進および電力の強靱化を図るため、脱炭素化を促進する住宅用設備等を導入する方に費用の一部を補助します。

補助対象設備	上限金額（千円未満切り捨て）
①家庭用燃料電池システム（エネファーム）	10万円
②定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）	7万円
③窓の断熱改修	
A 戸建の場合	8万円（補助対象経費の1/4）
B マンション等の場合	8万円×改修を行う戸数（補助対象経費の1/4）
④V2H充放電設備（V2H）	25万円（補助対象経費の1/10）
⑤電気自動車等（EV・PHV）	
太陽光発電設備・V2Hがある場合	15万円
太陽光のみの場合	10万円
⑥集合住宅用充電設備	
住民のみ充電設備を利用可能な場合	50万円×設置する充電設備の基数
住民以外も利用可能な場合	100万円×設置する充電設備の基数

◆補助対象者

- 次の条件を全て満たす方
- 対象設備の導入費を負担し、所有できる方（リース可、⑤の場合はローンも可）で、導入後30日以内に実績報告書を提出できる方
- ※対象設備を設置済または工事中の方は対象外（⑤、⑥を除く）
- ※②は、太陽光発電設備を設置済または設置する方
- ※④は、太陽光発電設備および⑤を導入済または導入する方
- ・市税の滞納がない方
- ・自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に設備を導入し、該当する住宅に実績報告時まで住民登録を完了している方（③Bおよび⑥を導入する場合は除く）
- ※対象となる設備ごとに1回申請することができません。過去に補助金を利用した方も、異なる設備を設置する

場合は再度補助を受けることができません（①、②の場合は取得日から6年以上経過していれば再度補助を受けることができます）。

◆申請期限

予算額に達するまで（申請順）

◆申請方法

環境保全課へ申請書を持参
※申請書類等は環境保全課窓口または同課ウェブページから入手

詳しくは、ウェブページをご覧ください。



申請・問合せ
環境保全課（6階）
☎(20)1504
FAX(20)1604

ごみ集積所の新設や修理、ネット等の購入費用を補助します

◆対象

- ・自治会
- ・ごみ集積所を管理するために市民により組織化されている自主的団体

◆対象外となるもの

- ・申請前に工事・購入した費用
- ・用地の取得または賃貸に係る費用
- ・既存の集積所を移設・撤去・処分する費用
- ・集合住宅等の建築または開発行為等に伴い事業者等が整備するもの

◆申請期限

予算額に達するまで（申請順）

※工事や購入前に申請が必要です。

補助内容	対象工事等	補助金額
ごみ集積所やごみ集積箱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新設や修繕の工事 ・既製品の集積箱の購入や修繕 ・自治会等による自主製作や修繕（原材料のみ） 	対象経費の2分の1（上限5万円）
ごみ散乱防止用ネットの購入		対象経費の2分の1（上限5千円）

※収集を実施または予定している集積所が対象です



申請・問合せ
環境保全課（6階）
☎(20)1504
FAX(20)1604